

佐賀県告示第四百四十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十四条第一項の規定により、
次のとおり公有水面埋立ての免許が失効した。

平成二十二年十二月十七日

伊万里港港湾管理者の長

佐賀県知事 古 川 康

一 失効した免許の年月日及び番号

昭和五年九月二十六日付け佐賀県指令土第三千五百七十七号及び昭和十年
十月十一日付け佐賀県指令土第二百二十八号

二 免許を失効させた者

川南工業株式会社